

行政文書不開示決定通知書

国立感染症研究所長 印

2021年6月27日付けの行政文書の開示請求（開第18号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した行政文書の名称
 - 1 新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等
 - 2 PCR陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等
 - 3 マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等
 - 4 新型コロナウイルスに効果があるという科学的根拠、論文等
 - 5 日本国は新型コロナウイルスワクチンが治験も終わってなく、安全、有効性も確率指定いない中、国民に摂取させる科学的根拠、論文等

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（2014年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、厚生労働省に対して不服申し立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申し立て（審査請求）をすることができなくなります。）

またこの決定の取り消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（1962年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において、国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

* 担当課 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山 1-23-1 TEL 03-5285-1111

標準様式第3号

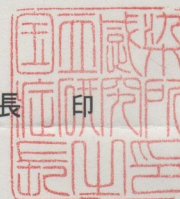
感染研発第487号

令和3年7月28日

行政文書不開示決定通知書

上原 敬 様

国立感染症研究所長



令和3年6月27日付けの行政文書の開示請求（開第18号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

- 1 新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等
- 2 PCR陽性判定の無症状者が、他者に新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等
- 3 マスクの着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等
- 4 新型コロナウイルスワクチンに効果があるという科学的根拠、論文等
- 5 日本国は新型コロナウイルスワクチンが治験も終わってなく、安全、有効性も確立していない中、国民に接種させる科学的根拠、論文等

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を保有していなかったため。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して不服申立て（審査請求）をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には不服申立て（審査請求）をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

* 担当課等 総務部調整課 〒162-8640 新宿区戸山1-23-1 TEL 03-5285-1111